

有害物質使用中の事業者はご確認を！ 水質汚濁防止法の一部が改正されました

平成 23 年 6 月 22 日に水質汚濁防止法が改正され、平成 24 年 6 月 1 日から完全施行されることになりました。主な改正点は以下の 3 点です。

1 届出対象施設の拡大（法第 5 条第 3 項、令第 4 条の 4 関係）

有害物質貯蔵指定施設を設置する際は、保健所への事前届出が必要になりました。また、**公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設**を設置する際も、保健所への事前届出が必要になりました。

これらの施設には構造基準が課せられ、定期的な点検が義務付けられました。

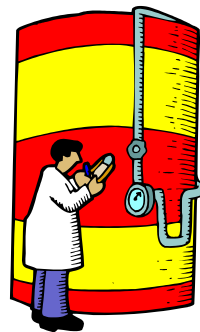
①有害物質貯蔵指定施設とは？

政令で指定された有害物質（26 種類）^{*注1}を含む液状の物を貯蔵・使用する施設が「有害物質貯蔵指定施設」に該当します。

なお、常時移動させながら使用するものは「施設」ではないため「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。ただし、一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケースではドラム缶等であっても「有害物質貯蔵指定施設」に該当します。

また、温度や圧力を変えて液体状で貯蔵していても、常温常圧で気体となるような有害物質を貯蔵する施設は「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。

事業所の施設が「有害物質貯蔵指定施設」にあたるかどうか判断が難しい場合は保健所までご相談ください。



②公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設とは？

今回の改正では、今まで届出を要さなかった「特定施設」のうち、政令で指定された有害物質（26 種類）^{*注1}を使用するものが「有害物質使用特定施設」としてすべて事前の届出対象となりました。

「特定施設」は政令別表 1 で定められた施設をいい、特定施設を設置する場合は今までも事前の届出義務がありましたが、今回の改正により、今まで届出対象外だった「公共用水域へ水を排出しない特定施設」についても届出が必要となりました。なお、既に事業所内の施設が特定施設として届出されている場合は今回新たに「公共用水域へ水を排出しない特定施設」を届出する必要はありません。

事業所の施設が届出の必要な「有害物質使用特定施設」にあたるかどうか判断が難しい場合は保健所までご相談ください。

有害物質一覧

1 カドミウム及びその化合物	2 シアン化合物	3 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			
4 鉛及びその化合物	5 六価クロム化合物	6 砒素及びその化合物	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	8 ポリ塩化ビフェニル	
9 トリクロロエチレン	10 テトラクロロエチレン	11 ジクロロメタン	12 四塩化炭素	13 1,2-ジクロロエタン	14 1,1-ジクロロエチレン
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	16 1,1,1-トリクロロエタン	17 1,1,2-トリクロロエタン	18 1,3-ジクロロプロペン	19 チウラム	20 シマジン
21 チオベンカルブ	22 ベンゼン	23 セレン及びその化合物	24 ほう素及びその化合物	25 ふっ素及びその化合物	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

*注1：塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン の 3 物質について今後追加される可能性があります。（平成 24 年 5 月 25 日より追加されています。）

③どんな手続きが必要ですか？

平成 24 年 6 月 1 日時点で①又は②の施設を既に設置している方

→同年 **6 月 30 日までに保健所へ特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出書を提出する必要**があります。構造基準の適用は 3 年間猶予されますが、定期点検義務を果たす必要があります。

平成 24 年 6 月 1 日以降に①又は②の施設を設置する方

→工事着手の **60 日前までに保健所へ特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書を提出する必要**があります。この場合、施設は新しい構造基準を満たす必要があります。また、定期点検義務も果たす必要があります。

*各届出の様式や記入方法については、保健所までご相談ください。

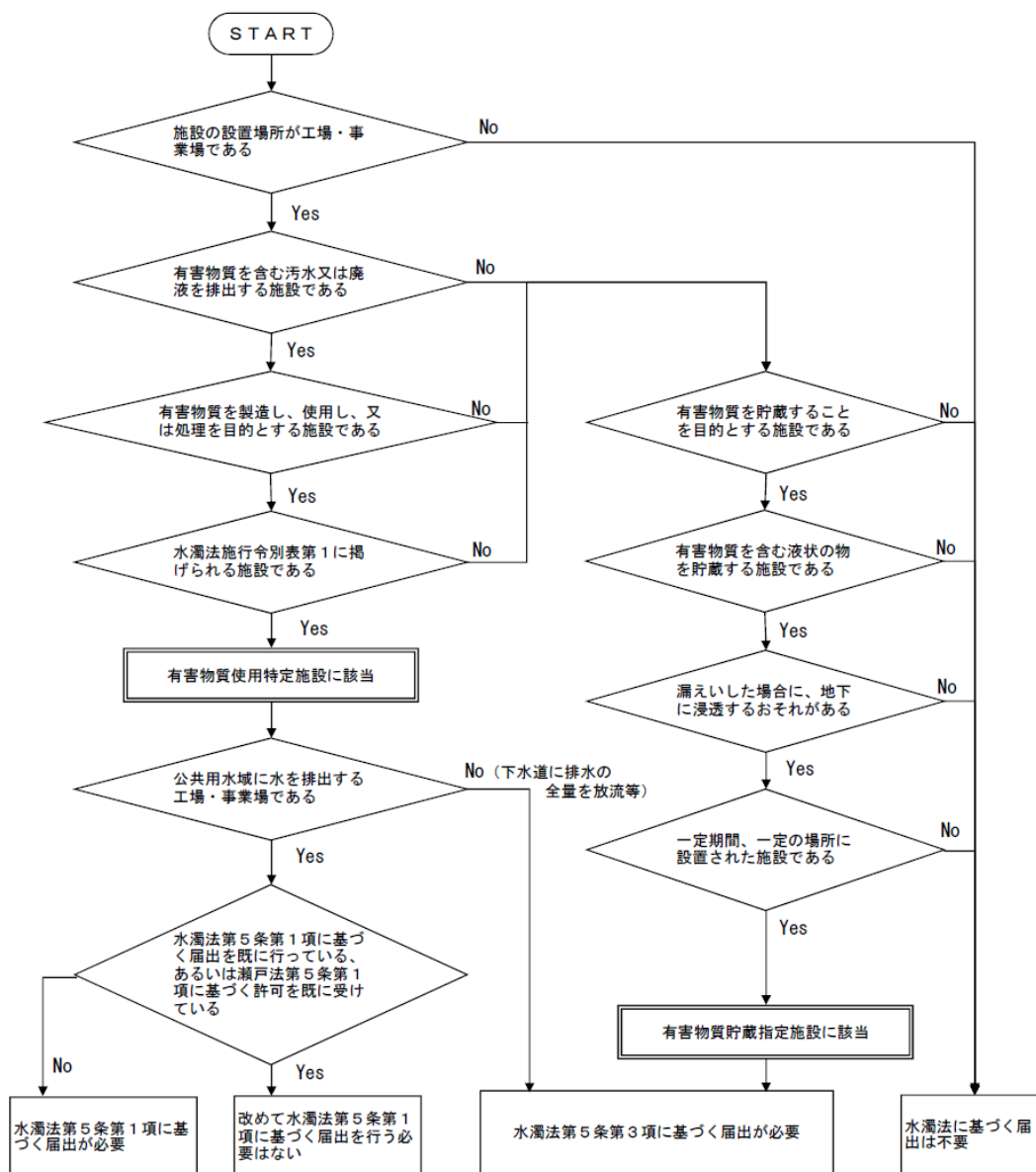
参考1)「届出対象施設の拡大」どう変わったの？

	改正前	改正後
届出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設（公共用水域へ水を排出しない施設は除外） ・有害物質使用特定施設（公共用水域へ水を排出しない施設は除外） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設（公共用水域へ水を排出しない施設は除外） ・有害物質使用特定施設（すべて） ・有害物質貯蔵指定施設
内容	設置者に義務付けられた届出の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月1日時点で設置済み→同年6月30日までに届出 ・平成24年6月1日以降に設置→工事着手60日前までに届出 	

*環境省配布の「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」から抜粋

届出対象施設判定フローチャート

○本フローチャートは、平成23年の水質汚濁防止法の改正に伴い、平成24年6月の改正法施行時に届出が必要かどうかを判定するものです。それ以外の変更等に必要な手続きについては、マニュアルの第3章を参照ください。
 ○フローチャートにおける用語の解説については、マニュアルのp7～p15を参照ください。



(注1) 「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。
 (注2) 水濁法第5条第2項に基づく届出を行っている事業場については本フローチャートの対象から除いている。
 (注3) 瀬戸法とは瀬戸内海環境保全特別措置法の略。

参考) 水質汚濁防止法施行令別表第一に定める特定施設一覧

番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さ・の 水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚屠施設（豚屠の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛屠施設（牛屠の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬屠施設（馬屠の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設

5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ハ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ハ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設

ニ 分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ハ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設

チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ハ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 又 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設

ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ハ 靑酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ ハリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 又 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲

けるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ハ クロロブレンモノマー洗浄施設	
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タル酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に

掲げるもの イ 総合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 又 湿式集じん施設	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分施 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスに含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をい）、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲

ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ウ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲

	イ 脱酸施設 □ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 □ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農業製造業の用に供する混合施設

50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 □ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 □ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 □ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 □ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用

	に供する成型施設
58	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 □ 水 式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう □ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 □ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 □ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 □ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 □ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 □ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 □ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 □ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関す

	る法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗浄施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（二注） イ 洗浄施設 □ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの □ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

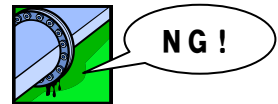
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

- （注） 環境省令で定めるもの
- 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
 - 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
 - 保健所
 - 検疫所
 - 動物検疫所
 - 植物防疫所
 - 家畜保健衛生所
 - 検査業に属する事業場
 - 商品検査業に属する事業場
 - 臨床検査業に属する事業場
 - 犯罪鑑識施設

※平成24年5月25日に新たな特定施設が追加されていますのでご注意ください。（未掲載）

2 構造基準と使用基準・定期点検義務の創設（法第12条の4、法第14条第5項、規則第8条の2関係）

有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設には新たに構造基準と使用方法の基準が課せられ、また、定期的な点検が義務付けられました。



①対象となる施設は？

今回の改正で新たに届出対象となった「有害物質貯蔵指定施設」や、既設を含めたすべての「有害物質使用特定施設」が新しい構造基準・使用方法基準・定期点検義務の対象となります。

②新しい構造基準・定期点検義務とは？

床面及び周囲、施設本体、付帯する配管等（地上・地下）、排水溝等、地下貯蔵施設に対し、地下への漏洩・浸透を防ぐための**構造基準**が定められました。

ただし、漏えいがないことを定期点検の追加によって確認できる場合は、これら構造基準を緩和することができるものとされており、構造基準適合の度合いと定期点検頻度の組み合わせによってA基準からC基準までの3区分が定められることとなりました。

基準の3区分

A基準	新設の施設を対象とした措置。構造基準を満たし、定期点検頻度は少ない。平成24年6月1日以降に設置した施設はすべてA基準を満たさねばならない。
B基準	既設の施設を対象とした措置。構造基準に適合しない分、定期点検頻度が高く、方法も高度。
C基準	既設の施設を対象に、3年間限定で設けられた措置。構造基準に適合せず、定期点検頻度が高いが、点検方法は高度でない。

*基準詳細は別途案内をご覧ください。

③どの基準がかかりますか？

平成24年6月1日時点で既に設置されている施設はB基準又は3年間の期間限定でC基準が適用できます。新しい構造基準をクリアしている場合はA基準を適用することも可能です。

平成24年6月1日以降に設置する施設はすべてA基準が適用されます。

なお、既存の施設であっても平成24年6月1日以降に構造を変更する場合は、変更する部分についてはA基準が適用されますので注意してください。

④使用方法の基準とは？

平成24年6月1日以降に設置するすべての対象施設で、使用方法の基準の順守が義務付けられます。対象となった施設ではこの基準を守らなければなりません。特に、管理要領の作成を忘れないよう注意願います。なお、平成24年6月1日時点で既に設置されている施設は3年間に限り、この義務が適用猶予されますが、猶予期間中も適切な施設管理を心がけましょう。

使用方法の基準

- 1 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は有害物質を含む水が飛散・流出・地下浸透しない方法で行うこと。
- 2 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
- 3 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- 4 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた**管理要領を定めていること**。

⑤定期点検の記録は必要ですか？

平成24年6月1日以降は、すべての対象施設で定期点検が義務付けられます。この義務は適用猶予がありません。対象となった施設では基準区分に応じた項目・頻度で定期点検を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

なお、定期点検を行ったときは次の事項を記録する必要があります。

点検記録事項

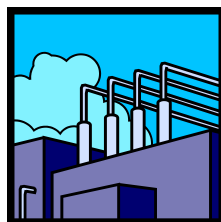
- 1 点検を行った有害物質使用（貯蔵）特定（指定）施設等
- 2 点検年月日
- 3 点検の方法及び結果
- 4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容



参考2)「構造基準の創設」どう変わったの？(概要)

改正内容		
新しい構造基準	対象	有害物質使用特定施設 有害物質貯留指定施設
	項目	床面及び周囲、施設本体、付帯する配管等(地上・地下)、排水溝等、地下貯蔵施設等の構造。
	内容	施設本体の床面及び周囲 次の①及び②に適合すること。又は③に適合すること。 *ただし、床下から漏えいの有無を確認できる場合は除外。 ①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料にし、必要に応じて耐薬品性・不浸透性を有する材質で被覆されている。 ②防液堤等(防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置)が設けられている。 ③上の①②と同等以上の効果を有する措置が講じられている。
	配管等	地上 次の①又は②に適合すること ①漏洩防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、配管外面の腐食を防止している。 ②漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置している。
		地下 次の①から③のいずれかに適合すること ①トレンチの中に設置され、トレンチの底面及び側面はコンクリート、タイルその他の不浸透性材料にし、底面は必要に応じて耐薬品性・不浸透性を有する材質で被覆されている。 ②漏洩防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、配管外面の腐食を防止している。 ③上の①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられている。
	排水溝等	①地下浸透防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、排水溝等表面の腐食を防止し、必要に応じて耐薬品性・不浸透性を有する材質で被覆されている。 ②上の①と同等以上の効果を有する措置が講じられている。
	地下貯蔵施設	次の①又は②に適合すること ①イ タンク室内に設置されている、二重殻構造である、など漏えいを防止する措置を講じた構造・材質である ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている ハ 地下貯蔵施設の内部の水位を表示する装置の設置など、内部の水の量を確認できる措置が講じられている ②上の①と同等以上の効果を有する措置が講じられている
猶予措置	新設：猶予なし(A基準) 既設：3年間に限り適用猶予(B基準、C基準のいずれかを適用)	
違反時の罰則	施設の一時停止命令がかかる場合があります。(この命令を無視した場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金)	

*詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。



参考3)「定期点検義務の創設」どう変わったの? (概要)

改正内容							
新しい点検義務	対象		有害物質使用特定施設 有害物質貯留指定施設				
	項目		床面及び周囲、施設本体、付帯する配管等(地上・地下)、排水溝等、地下貯蔵施設などからの漏出有無				
	内容	施設・設備		点検事項		点検回数	
						A基準	B基準
	施設本体が設置される床面及び周囲	床下確認不可	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		一年に一回以上		一月に一回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無		一年に一回以上		一月に一回以上
		床下確認可能	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無		一月に一回以上		
	施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無		一年に一回以上			
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無		一年に一回以上	一月に一回以上		
	配管等	地上設置	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		一年に一回以上	六月に一回以上	
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		一年に一回以上	六月に一回以上	
		地下トレンチ内に設置	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		一年に一回以上	六月に一回以上	一年に一回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		一年に一回以上	六月に一回以上	一年に一回以上
			トレンチ側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		一年に一回以上	六月に一回以上	一年に一回以上
		地下設置	配管等の内部の気体の圧力もしくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無		一年に一回以上(条件によって一月/三月/三年に一回以上)	一月に一回以上(条件によっては三月に一回以上)	一年に一回以上
	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		一年に一回以上(条件によって一月/三月/三年に一回以上)	六月に一回以上	一月に一回以上	
		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無		なし	一月に一回以上(条件によっては三月に一回以上)	一年に一回以上(必要に応じて適宜)	
	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力もしくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無		一年に一回以上(条件によって一月/三月/三年に一回以上)	一年に一回以上(必要に応じて適宜)	一年に一回以上(必要に応じて適宜)	
地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えいの有無		なし	一月に一回以上(条件によっては三月に一回以上)	なし			
猶予措置		既設：B基準の点検方法を適用。 3年間に限りC基準の点検方法を適用可能。 新設：A基準の点検方法を適用。					
点検記録項目と保管義務		記録項目	点検対象、年月日、点検方法と結果、実施者と責任者の氏名、結果に基づく措置の内容				
		保管義務	記録を3年間保存				
違反時の罰則		三十万円以下の罰金					

*詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。

参考4)「使用方法の基準の創設」どう変わったの？ (概要)

改正内容		
新しい使用方法の基準	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質使用特定施設 ・ 有害物質貯留指定施設
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質を含む水の取扱い（飛散・流出・地下浸透の禁止） ・ 有害物質を含む水の補給状況・設備の作動状況の確認 ・ 有害物質を含む水の漏洩時の措置（防止・回収・改善措置） ・ 管理要領の作成（使用の方法・点検の方法及び回数等）
	猶予措置	新設：猶予なし（A基準） 既設：3年間に限り適用猶予（B基準、C基準のいずれかを適用）
	違反時の罰則	施設の一時停止命令がかかる場合があります。（この命令を無視した場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）

*詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。

3 届出様式の改正（規則第3条様式第1 関係）

有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の届出制度創設に併せて、既存の「特定施設設置（使用、変更）届出書」の様式が「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書」として新しくなりました。

また、これに伴い「有害物質使用特定施設の該当の有無」や「特定施設の設備」など、届出書に記載すべき項目が新しく追加されました。

平成24年6月1日以降に特定施設や有害物質貯蔵指定施設の設置届出をする場合は、様式を間違えないよう注意しましょう。

